

総合評価書要旨

1. 評価対象施策

青少年インターネット環境整備の総合的推進（青少年インターネット環境整備基本計画）

2. 評価対象期間

平成30年度～令和2年度

3. 施策の目的

青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づき、関係府省庁が協力して、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動、青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等、青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援等の関連施策を着実に推進し、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備を図る。

4. 評価結果の概要

（1）必要性

青少年の生活にインターネットは不可欠となっている一方、インターネット上には、青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報が氾濫し、児童買春や児童ポルノを始めとする SNS に起因する事犯の被害児童数も増加傾向にあるなど青少年のインターネット利用に係る様々な問題が社会問題化しており、引き続きこれらの問題に対応する必要がある。

（2）効率性

内閣府独自の取組と併せて、関係省庁と連携して啓発に取り組むことにより、施策の効果を高めるよう努めている。

（3）有効性

平成30年度以降、フィルタリング認知率^{*}が上昇しているが、青少年インターネット環境整備法及び基本計画を踏まえた各種取組によるものと考えられる。

※青少年のインターネット利用環境実態調査における「知っていた」の割合

青少年(10歳～17歳)の保護者:平成30年度56.2% 令和元年度60.2% 令和2年度62.3%
低年齢層(0歳～9歳)の保護者:平成30年度38.1% 令和元年度42.0% 令和2年度43.3%